

## 令和2・3年度 後期高齢者医療保険料率について（最終案）

令和2年1月30日に開催される東京都後期高齢者医療広域連合議会に上程予定の令和2・3年度後期高齢者医療保険料率（最終案）について報告する。

### 1 保険料

年 度	均 等 割	所 得 割	一人当たり保険料額
平成30・31年度	43,300円	8.80%	97,127円
令和2・3年度	44,100円	8.72%	101,053円
対30・31年度比	800円増	0.08ポイント減	3,926円増
政令どおりの場合（参考）	46,700円	9.41%	107,077円

### 2 保険料抑制のための対策

特別対策の継続・・・規約改正（第一例会に議案として上程予定）

保険料抑制のため4項目（審査支払手数料・財政安定化基金拠出金・保険料未収金補てん分・葬祭費）の特別対策及び東京都後期高齢者医療広域連合独自の所得割軽減（50%・25%軽減）について、従来と同様に実施する。（特別対策分 217億円 ※62区市町村負担）

### 3 保険料軽減対象者の拡大

軽減対象となる所得基準額を引き上げ、均等割額の5割軽減、2割軽減の対象者を拡大する。

#### (1) 均等割額の5割軽減

（現行） 基準所得額 33万円＋（28万円 ×被保険者数）以下【年金収入 196万円以下】

（改正後） 基準所得額 33万円＋（28.5万円×被保険者数）以下【年金収入 196.5万円以下】

#### (2) 均等割額の2割軽減

（現行） 基準所得額 33万円＋（51万円×被保険者数）以下【年金収入 219万円以下】

（改正後） 基準所得額 33万円＋（52万円×被保険者数）以下【年金収入 220万円以下】

### 4 保険料率算定基礎数値等

#### (1) 給付費の伸び

過去5年間と今年度実績から令和2・3年度一人当たり給付費の伸び率を0.40%とした。

#### (2) 被保険者の推計

30年度	元年度	2年度	3年度
1,551,031人	1,575,000人	1,596,000人	1,608,000人

#### (3) 税制改正の影響

給与所得控除・公的年金等所得控除の基礎控除への振替の影響により、旧ただし書き所得の変動は令和3年度において所得総額40億円減と見込んだ。

#### (4) その他

保険料予定収納率98.30%（31・元年度98.20%）等の設定条件を基に試算する。

賦課限度額が62万から64万に引き上がる。（所得割保険料率の軽減のため）

参考
----

### 【収入別保険料比較】

公的年金等収入額	令和元年度	令和2・3年度	増減	増減率
80万円	8,600円	13,200円	4,600円	53.50%
	均等割8割軽減	均等割7割 軽減		
168万円	13,000円	R2 16,400円	3,400円	26.20%
		均等割 7.75割 ・ 所得割5割 軽減		
	均等割8.5割軽減	R3 19,700円	6,700円	51.50%
	所得割5割軽減	均等割 7割 ・ 所得割5割 軽減		
173万円	34,800円	35,100円	300円	0.90%
	均等割 5割 ・ 所得割2.5割 軽減			
196万円	59,400円	59,500円	100円	0.10%
	均等割5割 軽減			
219万円	92,700円	92,800円	100円	0.10%
	均等割2割 軽減			
240万円	119,800円	119,900円	100円	0.10%
300万円	173,000円	172,600円	△400円	△0.2%
9,184,646円	620,000円	640,000円	20,000円	3.20%

### 【保険料年度別推移】

	H20・21年度	H22・23年度	H24・25年度	H26・27年度
均等割額	37,800円	37,800円	40,100円	42,200円
増減額	—	0円	2,300円	2,100円
所得割率	6.56%	7.18%	8.19%	8.98%
増減ポイント	—	0.59ポイント	1.01ポイント	0.79ポイント
平均保険料額	89,300円	88,439円	94,460円	97,098円
増減額	—	△861円	6,021円	2,638円

	H28・29年度	H30・31年度	R2・3年度
均等割額	42,400円	43,300円	44,100円
増減額	200円	900円	800円
所得割率	9.07%	8.80%	8.72%
増減ポイント	0.09ポイント	△0.27ポイント	△0.08ポイント
平均保険料額	95,429円	97,127円	101,053円
増減額	△1,669円	1,698円	3,926円